

薬害根絶「誓いの碑」 建立の意義とこれまでの歩み

過去に日本ではいくつもの薬害が繰り返されてきました。1961年には、サリドマイド事件が発生しました。胃腸薬サリドマイドにより、手足に障害のある子供が産まれました。厚生省の販売停止、回収措置は遅れ被害が拡大しました。1955年頃から1970年頃には全国でスモン患者が多発しました。当初ウイルスが原因であると考えられましたが、1970年に整腸薬キノホルムによる薬害であると指摘されました。製薬企業はキノホルムを安全な薬と宣伝し販売し、厚生省は安全性を軽視した薬事行政を行っていました。

この他にも、慢性腎炎やリウマチ治療薬として販売されたクロロキン中毒。抗ガン剤との相互作用で死亡者が出た抗ウイルス剤ソリブジン事件。脳外科手術で使われるヒト乾燥硬膜によるヤコブ病感染など、薬害といえる被害はいくつもあります。薬害はいつ私たち自身に降りかかるか分からない身近な問題です。

1980年代はじめ、今からおよそ14～18年前、私たちは、治療に使った輸入した非加熱の血液製剤によりエイズウイルスに感染するという薬害エイズ被害を受けました。エイズウイルス感染後2～3年でエイズを発病し死に至ると言われ、私たちの未来は奪われ、絶望の淵に追い込まれました。さらに、偏見差別が生まれ社会がエイズパニックとなり、発病の恐怖に加え、感染を知られると社会から排除されるという不安・孤独感に襲われました。このような厳しい状況の中で一人、また一人と、仲間がエイズを発病し亡くなっていきました。

血友病患者の4割、およそ1800名が治療に使った血液製剤によりエイズウイルスに感染したと考えられます。HIV訴訟に参加した原告1312名のうち4割近く474名の命が奪われました。今から3年前、1996年3月にHIV訴訟の和解が成立しておりますが、和解以後に107名の仲間が命を喪いました。薬害エイズの被害は今も進行しているのです。

「血液製剤を注射するとエイズウイルスに感染する可能性がある」という薬の安全性に関する重大な情報は、医療の場において、私たち患者に伝えられませんでした。私たち患者の血液製剤に対する不安の声は、否定さえされたのです。HIV訴訟により、多くの血友病患者がエイズウイルスに感染していたことが明らかにされ、早い段階で血液製剤の危険性が分かっていたことが明らかにされました。再び悲惨な薬害が発生したのです。

私たちHIV訴訟原告団は、薬害エイズを発生させた国の責任を明らかにし、薬害の悲惨さを歴史にととどめ、その教訓を生かして、国は二度と悲惨な薬害を起こさないことを社会に対して、そして国民に対して誓ってほしいと考え、その証として「薬害根絶誓いの碑」の建立を要求してきました。私たちが受けた薬害被害を個人の苦しみや悲しみに終わらせ

るのではなく、社会的な痛み、人類の教訓として、薬害根絶につなげてほしいと考えました。過去に繰り返された薬害を決して忘れることなく、薬害被害者の苦しみと向き合いながら、何故、薬害が起こされたのかを徹底的に究明して、薬害根絶のための社会的なシステムを築き、それに携わる人間一人ひとりが強い遺志と情熱を注いでほしいと願いました。

こうした私たち薬害被害者の願いを、厚生省が、真摯に受け入れ、「薬害エイズ事件の発生を反省し」、薬害根絶のために「最善の努力を重ねて行くこと」を、国民に対し、「誓い」、この碑を建立することを決意したことの歴史的意義は非常に大きいと考えております。

本日、厚生省前に「誓いの碑」が建立され、私たちの薬害根絶の願いがひとつの形になりましたが、碑の建立までの歩みは、決して平坦なものではありませんでした。

今から2年前の1997年8月、厚生大臣交渉の場において、碑を建立する意義が理解され、実現が約束されました。この後、17回に及ぶ厚生省との協議を行ってきました。当初、碑のタイトル、碑文、設置場所などについて、私たちの要求した内容と厚生省の考えは、ことごとく対立していました。厚生省は、碑にタイトルは付けない。「薬害」、「誓い」、「反省」などの文言は碑には刻まない。設置場所は、世田谷の国立医薬品食品衛生研究所とする、としていました。さらには、この碑は薬害根絶を国民に誓うためのものではなく、「薬務行政に従事する厚生省職員が自戒しつつ職務に精励することに意義がある。」として、職員の自戒のための碑であると言い、碑の性格までも変えてきたのです。私たちは粘り強く協議を続けました。激しい議論も交わしました。

8回の協議を経て、薬害エイズに対する「反省」の言葉が碑文に入り、10回目の協議で設置場所が厚生省のある合同庁舎の敷地内となりました。しかし、碑の性格を端的に表すタイトルについては、厚生省は頑として受け入れませんでした。議論は平行線となり、昨年6月からは協議の場を持つことすらできない状況になりました。この膠着状態を打開するために、私たちは昨年11月、厚生大臣に対して、もう二度と薬害を起こさないことを国民に誓ってほしい、そのための誓いの碑を1日も早く建立してほしいと、直接訴えました。厚生大臣は、協議を再開することを私たちに約束しました。

協議の再開後も、薬害根絶を国民に誓うとする碑の性格に、厚生省は難色を示しておりましたが、本年6月によりやく、「誓いの碑」というタイトルを碑に刻むことを了承し、私たち原告団との合意が成立しました。

厚生省は、碑の交渉過程で、再び薬害を繰り返したにもかかわらず、単に厚生省職員が自戒することに意義があると主張しました。過去の薬害の教訓を全く理解していないと言わざるを得ません。薬害根絶は単に厚生省職員だけの課題ではなく、製薬企業、医療関係者、患者、そして国民全体の課題です。薬害再発防止のための取り組みが常に明らかにされ、そのシステムが絶えず検証され、実践されなければなりません。厚生省が主張してきた職員の自戒のための碑などではなく、国民に対する薬害根絶「誓いの碑」を建立さ

せたことは、このことから大きな意義を持ちます。

「誓いの碑」を薬害根絶のシンボルとして、国が国民一人ひとりの命を大切にしているか、患者の人権を軽視していないか、適切な対策をとっているか、製薬企業が利益追求し走っていないかなど、絶えず厳しい監視の目を向けて行くという、私たち国民の役割を忘れないで果たして行きたいと考えています。

1999年8月24日

薬害根絶「誓いの碑」建立報告集会